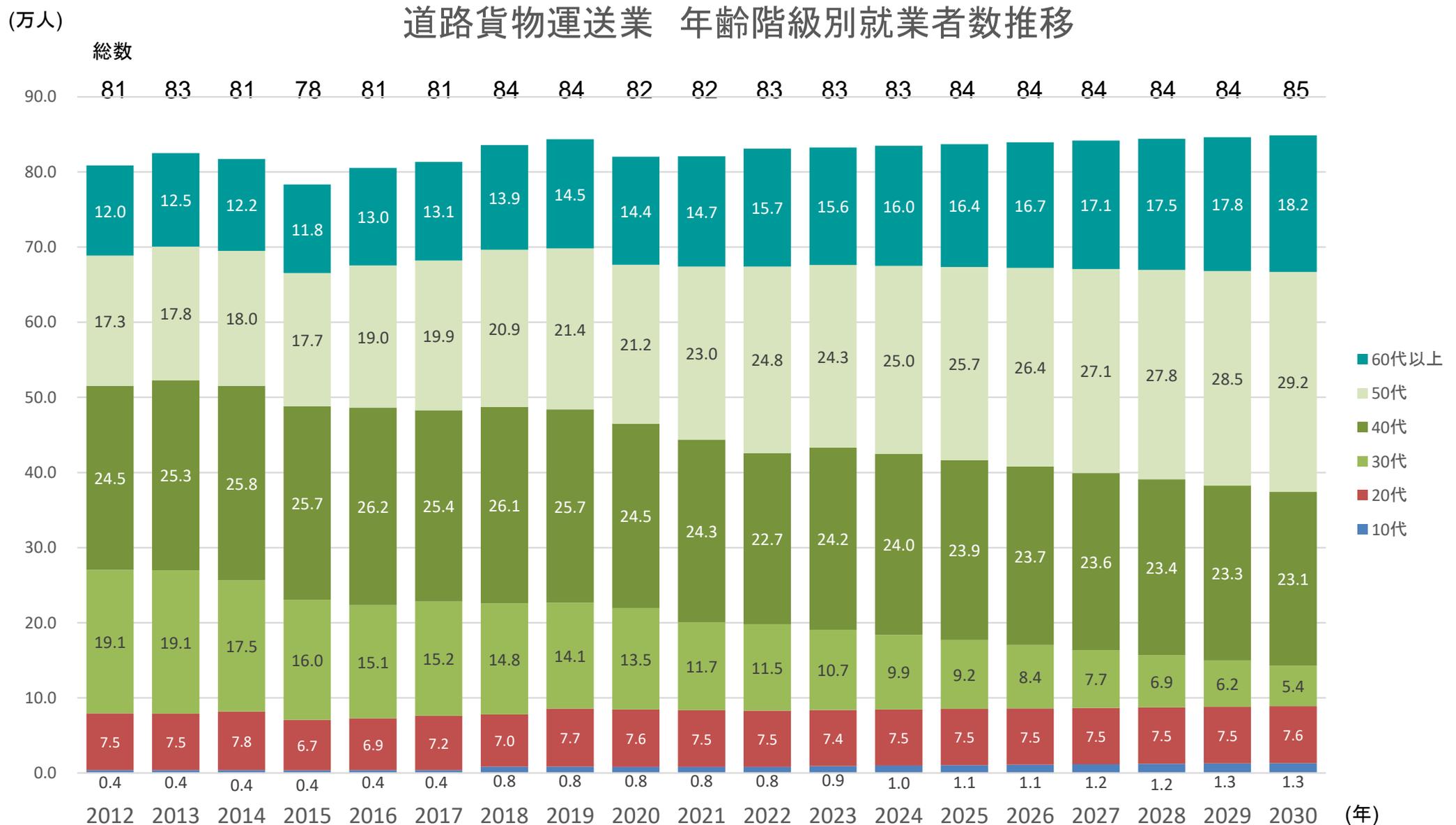


- ① 事前アンケートの結果について
- ② 改正物流法の施行に向けた情報
- ③ **トラック・物流Gメンの活動について
(九州運輸局担当者説明)****
- ④ 物流事業者DX事例の紹介
(二次元バーコードを活用したBtoB小口置配)
- ⑤ 参考資料紹介
 - ⑤-1 最近のトピック (各省報道発表資料等)
 - ⑤-2 事前にいただいた問題意識等
 - ⑤-3 物流効率化に向けた努力義務における判断基準

道路貨物運送業 年齢階級別就業者数の推移（一部予測値）

トラックドライバーは労働時間が長く、賃金が安く、人手不足で高年齢化が進行しています。



資料：総務省「労働力調査」より中国運輸局自動車交通部貨物課が作成。
 ※道路貨物運送業従業者数(総数)に年齢階級別構成比を乗じて計算。2023以降については過去の数字を元に回帰直線により推計。
 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

時間外労働の上限規制設定の経緯

長時間労働で稼ぎたいドライバーがいても、「誰でも働ける環境」を作るため上限規制が必要

労働政策審議会労働条件分科会での議論

- ・運輸・郵便業は他産業に比べ週労働時間60時間以上の雇用者の割合が特に高い。
- ・**収入を確保するために長時間労働によって収入を確保しようとする労働者がいるのも現状。**
- ・しかし労働者が入ってきやすい業界の環境を労使双方でつくり上げる必要がある。
- ・鍵を握るのは商慣行の改善。課題の解決に向けて、業界・企業の枠を超えた協力が不可欠。
- ・荷主企業の協力といった全体の対策も含めた取組が改善基準告示の遵守につながる。



労働政策審議会にて必要性確認

- ・人口減少社会において、誰でも働ける環境を整える必要がある。
- ・しかし日本の現状は長時間労働者が多く、健康の確保や仕事と家庭生活の両立が困難。
- ・「過労死ゼロ」、女性や高齢者が働きやすい社会の実現のため、長時間労働是正が必要。



働き方改革関連法(2018(平成30)年6月29日成立)で**必要性明記** (法案提出理由)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため時間外労働の限度時間の設定 (略) 等措置を講じる**必要**がある。

時間外労働上限規制のほかにも、これだけのルールが課せられています。

労働基準法

時間外労働上限規制：年間**960**時間以内

自働車運転者の労働時間の改善のための基準（改善基準告示）

拘束時間のルール

拘束時間…使用者に拘束されている時間（労働時間＋休憩時間）

- 1日あたり：**原則13時間以内**（最大15時間。但し14時間超は週2回まで。長距離運行の場合も16時間超は週2回まで）
- 1ヶ月あたり：**284時間以内**（労使協定により310時間まで延長可。但し年間上限を超えないこと）
- 1年あたり：**3,300時間以内**（労使協定によっても3,400時間以内まで）

運転時間のルール

- 連続運転時間の上限：**4時間**（毎に30分の休憩を取る必要がある。）
- 1日あたりの運転時間の上限：**2日を平均した1日あたり9時間以内**
- 1週間あたりの運転時間の上限：**2週間を平均した1週間あたり44時間以内**

休息期間のルール

休息期間…使用者の拘束を受けない期間、労働者の自由な時間

- 1日あたりの運転時間の下限：**基本11時間**（継続9時間を下回らないこと。長距離運行の場合8時間以上は週2回まで）
※休息時間が9時間を下回る場合は、一運行（出庫～帰庫）終了後、継続して12時間の休息を与えること。

休日労働のルール

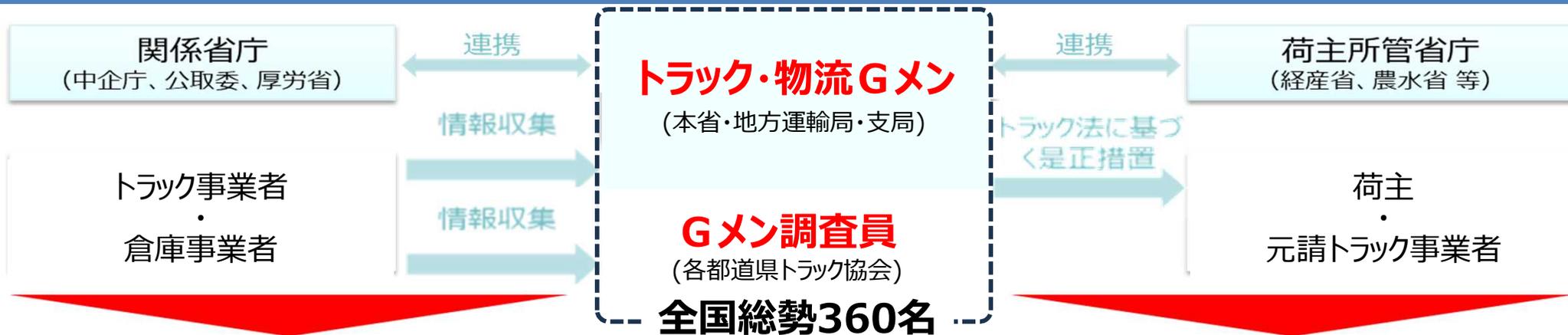
- 休日労働回数の上限：**2週について1回が限度**

詳しくはオンライン
説明会アーカイブで



商慣行見直しに向けた執行力の強化（トラック・物流Gメンの設置）

トラック・物流Gメンが設置され、調査員とともに荷主・元請事業者への監視体制を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

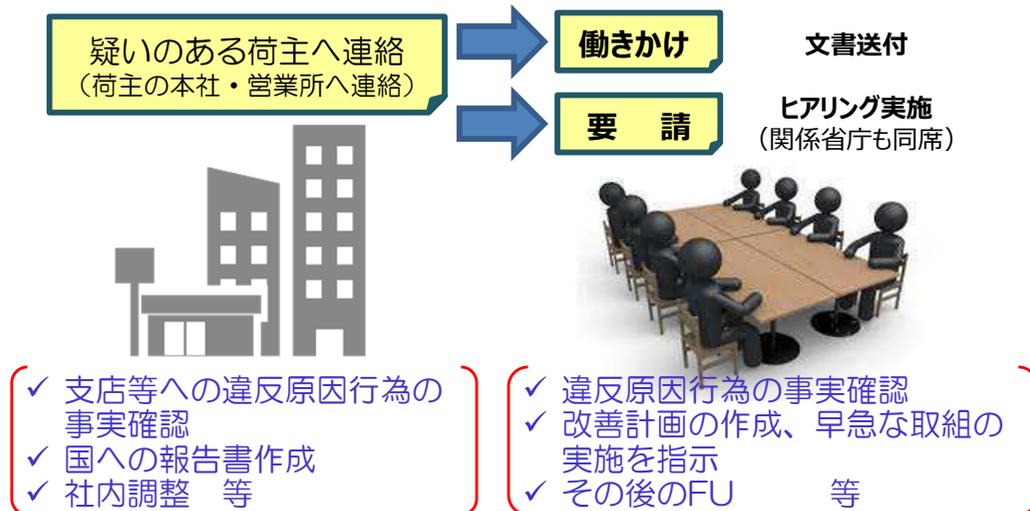
トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の執行力を強化（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① **ヒアリング**（訪問・電話）
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② **パトロール**（現場の状況確認）
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ **フォローアップ調査**（パトロール時に実施）
 - ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」



トラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果

トラックGメン設置後、荷主等に対する是正指導実施件数が飛躍的に増加しました。

トラックGメンによる悪質な荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法付則第1条の2に基づき、荷主等への働きかけ等を実施。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ



荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要 請



要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

「是正指導」を実施した荷主数

対応内容	荷主数	内訳
勧 告	2	(荷主1、元請1件)
要 請	175	(荷主89、元請81、その他5)
働きかけ	914	(荷主611、元請281、その他22)

計1,091件の法的措置を実施
(令和6年9月30日現在)

荷主起因の違反原因行為の割合

- 長時間の荷待ち
- 契約にない附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 無理な配送依頼
- 過積載運行の要求
- 異常気象時の運行指示



トラック・物流Gメンによる荷主等の監視

長時間の荷待ち



契約にない附带作業



運賃・料金等の不当な据置き



このような行為の疑いがあれば、
事実を確認し、是正を指導します。



是正指導は、最終的に、荷主等へ
の勧告・社名公表まで行います。



無理な運送依頼



異常気象時の運送依頼



過積載運送の指示・容認

全国のトラックGメン活動状況 (令和6年9月30日現在)

全国のトラックGメンがトラック事業者の声を聞き、荷主等に対する是正指導を実施しています。

○トラックGメンの活動状況

トラック事業者に対する
電話調査や訪問調査 (全国)



トラックドライバーへのヒアリング
(全国)



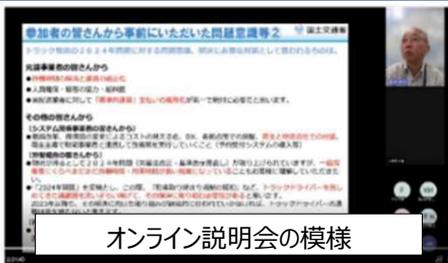
大型車駐車スペースがあるコンビニ駐車場

高速SA、PA

荷主へのパトロール(荷待ち状況の現地確認等) (全国)



トラック事業者・荷主に対する
説明会



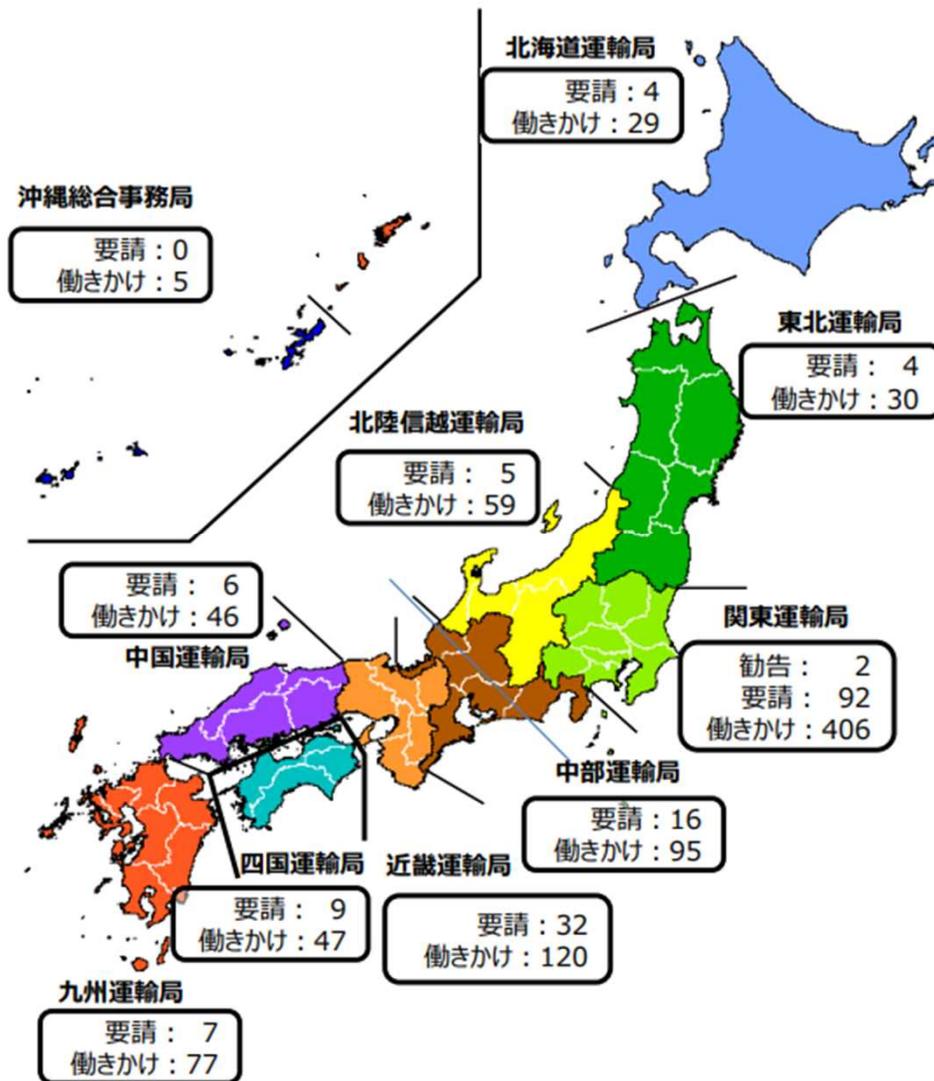
オンライン説明会の模様

トラックGメンのチラシ配布 (全国)



〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉

※数値は要請、働きかけが行われた、各ブロックに本社を有する荷主等の数



積極的にパトロールを実施し、労働環境改善と適正運賃収受への理解を呼びかけています。

全国各地でパトロールを実施

パトロール
動画



パトロール先拠点数約**2,500**か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。

(R5.7.21~R6.11.30全国の実績)

(実施例)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
 - ・ 違反原因行為の防止を呼びかけ
 - ・ 荷待ち状況の実態確認
 - ・ 運賃交渉への誠意を持った対応を要請
 - ・ 要請を受けた荷主等の改善状況を確認
 - ・ オンライン説明会への参加を呼びかけ

違反原因行為の例

常態的な長時間の荷待ち



無理な運行依頼



運賃・料金の不当な据置き



契約にない附带業務



上記のほか、異常気象時の運行依頼、過積載運行の強要なども違反原因行為として是正指導の対象に。

荷主等パトロールの具体例

荷主等へのアポなし訪問・説明



荷主等をアポなしで訪問し、オンライン説明会、2024年問題解決に向けた荷主の協力の必要性などについて説明。

荷待ち、附帯作業等の現状確認・指導



荷主の拠点等現場に出向き、荷待ち、契約にない附帯業務等の有無や程度について確認。

荷主への指摘、要請対象のフォローアップ



違反原因行為の疑いが現認された場合は、認識を確認の上指摘。また要請を受けた荷主の現場で改善状況の確認も行う。

トラックドライバーへのヒアリング



高速道路SA,PA。道の駅、コンビニ、自動車事故対策機構(NASVA)などで運転者の話を聞き、情報提供を呼びかけ。

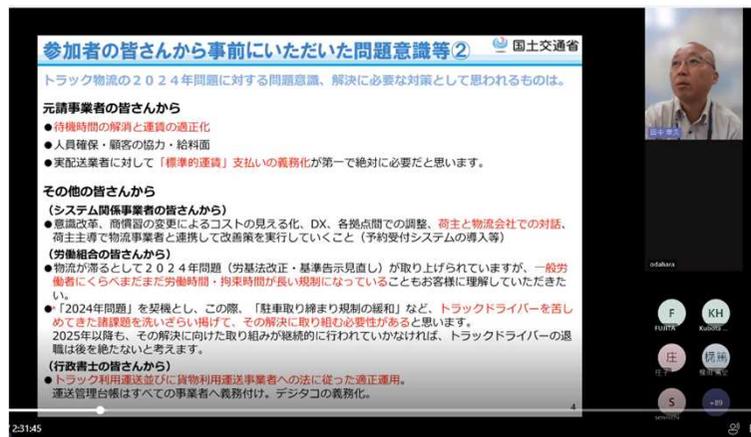
トラック事業者・荷主の相互理解に向けて、「何回も」、「わかりやすく」、「有益な情報を提供」

【第1回～第17回の累計参加者数】 **延べ3,400名** 全国からトラック、発着荷主他関係者が参加

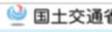
Gメンが毎月1回午前午後実施

2024年問題の背景を説明

国会の動き等最新情報を紹介



参加者から寄せられた問題意識を紹介し、共有するGメン。

時間外労働の上限規制設定の経緯 

走って稼ぐドライバーがいるのも分かるが、「誰でも働ける環境」を作るため上限規制が必要

労働政策審議会労働条件分科会での議論

- ・運輸・郵便業は他産業に比べ週労働時間60時間以上の雇用者の割合が特に高い。
- ・**収入を確保するために長時間労働によって収入を確保しようとする労働者がいるのも現状。**
- ・しかし労働者が入りやすい業界の環境を労使双方でつくり上げる必要がある。
- ・鍵を握るのは高単価の改善。課題の解決に向けて、業界・企業の枠を超えた協力が不可欠。
- ・荷主企業の協力といった全体の対策も含めた取組が改善基準告示の遵守につながる。

労働政策審議会にて必要性確認

- ・人口減少社会において、誰でも働ける環境を整える必要がある。
- ・しかし日本の現状は長時間労働者が多く、健康の確保や仕事と家庭生活の両立が困難。
- ・「過労死ゼロ」、女性や高齢者が働きやすい社会の実現のため、**長時間労働是正が必要。**

働き方改革関連法(2018(平成30)年6月29日成立)で必要性明記 (法案提出理由)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため **時間外労働の限度時間の設定** (略) 等措置を講じる必要がある。

国会での質疑より 

Q. 改正法の執行体制は。(4/25参国交委 立憲民主党 小沼議員)

A. 令和6年3月21日の衆議院本会議で、経産大臣、農水大臣が出席されてしっかり3省連携していくという答弁があった。実際そうなるように国交省が頑張っていきたい。(斉藤国土交通大臣)

Q. 荷主の指導に対する経産省、農水省の見解は。(3/21衆本会議 公明党 国重議員)

経産省は、これまで国交省、農水省と連携を進めてきた。**荷主に対する措置を一層強力に推進していく。**(齋藤経産大臣)

農水省はこれまで国交省等と協力を推進してきた。**荷主の意識、行動の変革に積極的に取り組んでいく。**(坂本農水大臣)

参加者から寄せられた問題意識 (一部)

- **着荷主の理解と協力が必要**で、それを理解、納得させる術が必要 (発荷主)。
- **トラック集車が徐々に難しく**なっている (発・着荷主)。
- **受注量の増加により手配が困難**になる事を怖れている (元請トラック事業者)。
- 各所で**積み残しが発生**する可能性が高い (物流システムベンダー)。
- **納入トラックと契約していないので荷待ちコントロール不可**、発荷主の責任では (着荷主)。
- **バス予約システム、予約枠の不足による配車担当者の早出対応** (発荷主)
- **小規模着荷主での附帯作業要求に苦慮**。説得しているが理解されない (発荷主)。



No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号	No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号
1	物流・自動車局	貨物流通事業課	03-5253-8575	12	東北運輸局	福島運輸支局 輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)
2	北海道運輸局	自動車交通部貨物課	011-290-2743	13		岩手運輸支局 輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号:3)
3		札幌運輸支局 輸送・監査担当	011-731-7167	14		青森運輸支局 輸送・監査部門	017-739-1501 (ガイダンス番号:3)
4		函館運輸支局 輸送・監査担当	0138-49-8863	15		山形運輸支局 輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)
5		旭川運輸支局 輸送・監査担当	0166-51-5272	16		秋田運輸支局 輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号:3)
6		室蘭運輸支局 輸送・監査担当	0143-44-3012	17	関東運輸局	自動車交通部貨物課	045-211-7248
7	釧路運輸支局 輸送・監査担当	0154-51-2514	18	東京運輸支局 輸送担当		03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)	
8	帯広運輸支局 企画輸送・監査担当	0155-33-3286	19	神奈川運輸支局 輸送担当		045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	
9	北見運輸支局 企画輸送・監査担当	0157-24-7631	20	埼玉運輸支局 輸送・監査担当		048-624-1835 (ガイダンス番号:3)	
10	東北運輸局	自動車交通部貨物課	022-791-7531	21		群馬運輸支局 企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)
11		宮城運輸支局 輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)	22	千葉運輸支局 輸送・監査担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)	



No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号	No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号
23	関東運輸局	茨城運輸支局 輸送・監査担当	029-247-5348 (ガイドランス番号:1)	34	中部運輸局	岐阜運輸支局 輸送・監査担当	058-279-3714
24		栃木運輸支局 企画輸送・監査担当	028-658-7011	35		三重運輸支局 輸送・監査担当	059-234-8411
25		山梨運輸支局 企画輸送・監査担当	055-261-0880 (ガイドランス番号:1)	36		福井運輸支局 輸送・監査担当	0776-34-1602
26	北陸信越運輸局	自動車交通部貨物課	025-285-9154	37	近畿運輸局	自動車交通部貨物課	06-6949-6447
27		新潟運輸支局 輸送・監査部門	025-285-3124	38		大阪運輸支局 輸送部門	072-822-6733 (ガイドランス番号:1)
28		長野運輸支局 輸送・監査部門	026-243-4642	39		京都運輸支局 輸送・監査部門	075-681-9765 (ガイドランス番号:4)
29		石川運輸支局 輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイドランス番号:1)	40		奈良運輸支局 企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイドランス番号:4)
30		富山運輸支局 輸送・監査部門	076-415-0111	41		滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門	077-585-7253
31	中部運輸局	自動車交通部貨物課	052-952-8037	42	神戸運輸監理部	和歌山運輸支局 輸送・監査部門	073-422-2138
32		愛知運輸支局 輸送担当	052-351-5312	43		兵庫陸運部輸送部門	078-453-1104 (ガイドランス番号:5)
33		静岡運輸支局 輸送・監査担当	054-261-1191				



No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号	No	担当部局	担当部課・ 運輸支局担当部署	電話番号
44	中国運輸局	自動車交通部貨物課	082-228-3438	55	九州運輸局	自動車交通部貨物課	092-472-2528
45		広島運輸支局 輸送・監査担当	082-233-9167	56		福岡運輸支局 輸送部門	092-673-1191 (ガイドランス番号:1)
46		鳥取運輸支局 輸送・監査担当	0857-22-4120	57		佐賀運輸支局 企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイドランス番号:1)
47		島根運輸支局 輸送・監査担当	0852-37-1311	58		長崎運輸支局 輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイドランス番号:2)
48		岡山運輸支局 輸送・監査担当	086-286-8122	59		熊本運輸支局 輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイドランス番号:3)
49		山口運輸支局 輸送・監査担当	083-922-5336	60		大分運輸支局 輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイドランス番号:3)
50	四国運輸局	自動車交通部貨物課	087-802-6773	61	沖縄総合事務局	宮崎運輸支局 輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイドランス番号:2)
51		香川運輸支局 企画輸送・監査部門	087-882-1357	62		鹿児島運輸支局 輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイドランス番号:3)
52		徳島運輸支局 輸送・監査部門	088-641-4811	63		運輸部陸上交通課	098-866-1836
53		愛媛運輸支局 輸送・監査部門	089-956-1563	64		陸運事務所輸送部門	098-877-5140
54		高知運輸支局 輸送・監査部門	088-866-7311	倉庫事業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口 hqt-souko_riyou@gxb.mlit.go.jp			

九州運輸局のトラック・物流Gメンの活動報告

九州運輸局 自動車交通部 貨物課

大きく分けて下記の活動を実施

- ・情報収集
- ・法的措置（働きかけ、要請）
- ・荷主パトロール
- ・セミナー等での講演

情報収集

事業者訪問、電話による情報収集のほか、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)にて実施される運行管理者一般講習の際のアンケート配布等により積極的に情報収集を実施している。

○調査実績(R6.12末現在):2483件(トラックGメン設置(R5.7.21)以降の累計)



また、SA・PAやトラックステーションにてトラックドライバーへのヒアリングを随時実施している。



R6.12.6@鳥栖TS



R6.12.10@諫早TS



R6.12.19@宮原SA

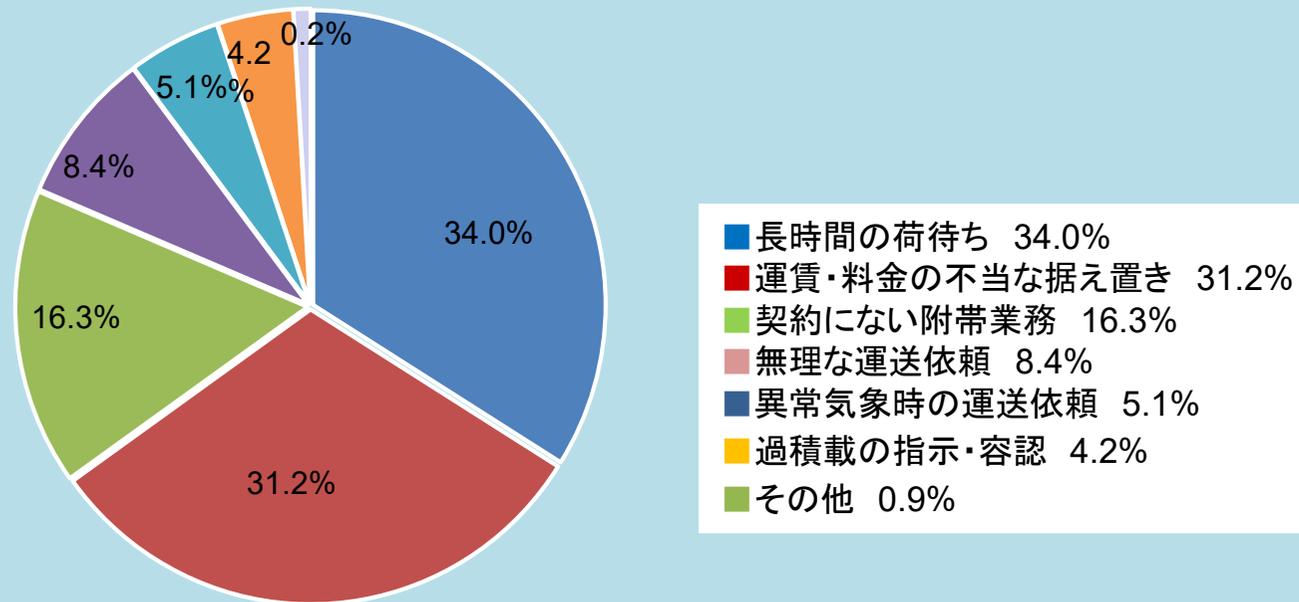
法的措置の実施状況

R6.12末時点

要請	働きかけ
8(8)	154(146)

※括弧内はトラックGメン設置(R5.7.21)以降の数字

違反原因行為の内訳



活動実績(荷主パトロール)

荷主パトロール

荷主・元請事業者等を訪問し、物流の2024年問題、トラック・物流Gメンの活動内容、改正物流法に関する説明を行うほか、運送事業者に対し違反原因行為を行わないよう依頼。また、物流拠点における荷待ちの状況などを直接確認。



九州運輸局、管内支局によるパトロールのほか、他局との合同でのパトロールも実施



R6.9.26 西日本四局
合同パトロール@大阪



R7.1.23 中国・九州局
合同パトロール@福岡近郊



セミナー等での講演等

トラック協会をはじめとする各団体等の主催するセミナー等にて物流の2024年問題、トラック・物流Gメンの活動内容、改正物流法に関する内容等について講演を実施。



R6.11.27 三井住友海上火災保険株式会社主催セミナー(北九州)



R6.12.26 福岡県トラック協会筑後支部 勉強会



R6.6.26 運行管理者基礎講習での講演(熊本)



R6.9.4 三井住友海上火災保険株式会社主催セミナー(長崎)

集中監視期間における取組

R6.11月・12月を集中監視期間とし、全国のトラック・物流Gメンで荷主等への監視体制の強化を実施。

九州運輸局においても各種とりくみを重点的に実施した。

○情報収集

- ・期間中に事業者訪問・電話による調査を362件実施
- ・その他、トラックステーション等にてトラックドライバーへのヒアリングを5回実施
(鳥栖TS、諫早TS、宮原SA、大分TS、宮崎県内SA・PA)

○法的措置

- ・上記情報収集により得られた情報等をもとに要請1件、働きかけ67件を実施

○荷主パトロール

・荷主等の物流拠点が集中する地域を中心に、各県においてパトロールを計19回実施し、67社を訪問※資料配付のみも含む

(福岡1回2社、佐賀2回11社、長崎2回11社、熊本8回20社、大分4回12社、宮崎2回11社)

引き続き情報収集等の活動に当たるほか、これまでの活動によりトラック・物流Gメンの存在がまだ浸透していない状況も垣間見えるため、周知も兼ね積極的に荷主パトロール等を実施していく予定。

各団体等のセミナー等での講演も引き続き積極的に実施予定。

また、九州運輸局及び関係省庁共催にて荷主向けセミナーをR7.3.6に福岡市内にて開催予定。本セミナーでは国土交通省(九州運輸局)の説明だけでなく経済産業省、農林水産省、公正取引委員会による説明のほか、物流問題に積極的に取り組まれている荷主企業より先進事例を紹介いただく予定。

セミナー等に関しては講演希望があれば九州運輸局貨物課もしくは管轄の運輸支局のトラック・物流Gメンにお気軽にお声がけください！

セミナーや勉強会の形ではなくても物流問題や法改正のことを聞きたいということがあれば会社訪問等でもできる限りご対応させていただきます！